

## よくある質問②④

問24-1 認定日の指定された時間に来所できない場合、どうすればよいですか。

(答24-1)

指定時間に来所できない場合、認定日当日（8:30～17:15）の間に雇用保険給付課（2階）にお越しください。

認定日当日中に来所できる場合は、電話連絡は不要です。

問24-2 指定された認定日に来所できないとどうなりますか？

(答24-2)

前回の認定日（初回の方は受給資格決定日）から当該認定日までの期間は**不認定**となり、**基本手当が支給されません**。

不認定となる場合でも、**次の認定日の前日までに来所し、かつ、職業相談等の積極的な求職活動実績がない場合**、基本手当が支給されない期間が更に長引きます。

初回認定日に来所できない場合、待期期間の確認ができないため、給付開始が遅れます。

問24-3 認定日に来所するのを忘れてしまった場合、どうすればよいですか？

(答24-3)

前回の認定日（初回の方は受給資格決定日）から当該認定日までの基本手当は支給されません。

**次の認定日の前日までに**、雇用保険給付課（2階）に来所してください。

期限を過ぎると、来所するまでの全期間が不認定となります（「しおり」24ページ参照）。

問24-4 認定日変更の対象となるのは、どのような理由の場合ですか。

(答24-4)

所定の認定日に来所できない場合に、次のようなやむを得ない理由がある場合にのみ、特別な取り扱いとして認定日を変更することができます。

(やむを得ない理由とは)

- 就職
- 求人者との面接、選考、採用試験等
- 各種国家試験、検定等資格試験の受験
- ハローワーク等の指導により各種講習等を受講する場合
- 働くことができない期間が14日以内の病気、けが
- 本人の婚姻
- 親族の看護、危篤または死亡、婚姻（親族の全てではなく、範囲が限られています）
- 子弟の入園式・入学式または卒園式・卒業式

なお、認定日の変更の取り扱いを受ける場合には、原則として、その事実がわかる証明書等が必要となります。

証明できる書類がない場合、認定日は変更できませんのでご注意ください。

※必要な証明書等については、ハローワーク等の窓口で指示を受けるようにしてください。